

DS414 中国—GOES (米国産電磁鋼板相殺関税及びAD税)

(パネル報告 WT/DS414/R、配布日 2012年6月15日)

(上級委員会報告 WT/DS414/AB/R、配布日 2012年10月18日)

(DSB採択日 2012年11月16日)

I. 事案の概要

A. 事実の概要

本件は、米国が、中国商務部の行った米国産電磁鋼板 (Grain Oriented Flat-Rolled Electrical Steel, “GOES”) の相殺関税及びアンチダンピング (AD) 当初調査について、調査開始決定、証拠の開示、最終決定書における開示・説明、ファクツアベイラブル (FA) の使用、「その他」レートの認定、損害調査における輸入産品が国内産品の価格に及ぼす効果の分析、因果関係の認定などが AD 協定及び SCM 協定に不整合であるとして、中国を相手取って WTO 紛争解決機関に提訴したものである。

B. パネル・上級委員会手続に係る概要

1. 時系列的経緯

a. 相殺関税・ダンピング調査の概要

2009年4月29日	武漢鋼鉄(集団)公司及び宝鋼集団、米国産電磁鋼板に対する相殺関税及びAD調査の開始を求める申請書を提出。												
2009年6月1日	商務部、同調査開始を決定。												
2009年7月20日	提訴企業、9件の補助金プログラムについて追加調査を申請。												
2009年8月19日	商務部、同9件について相殺関税調査開始を決定。												
2009年12月10日	商務部、仮決定を発出。次の仮税率の暫定措置を発動。												
	<table><thead><tr><th></th><th>相殺関税率</th><th>AD税率</th></tr></thead><tbody><tr><td>AK Steel</td><td>11.7%</td><td>10.7%</td></tr><tr><td>ATI</td><td>12.0%</td><td>19.9%</td></tr><tr><td>その他</td><td>12.0%</td><td>25.0%</td></tr></tbody></table>		相殺関税率	AD税率	AK Steel	11.7%	10.7%	ATI	12.0%	19.9%	その他	12.0%	25.0%
	相殺関税率	AD税率											
AK Steel	11.7%	10.7%											
ATI	12.0%	19.9%											
その他	12.0%	25.0%											
2010年4月10日	商務部、最終決定を発出。次の税率の最終措置を発動。												

	相殺関税率	ダンピング率
AK Steel	11.7%	7.8%
ATI	12.0%	19.9%
その他	44.6%	64.8%

b. WTO 紛争解決手続の概要

2010年9月15日	米国、中国に対して二国間協議を要請。
2011年2月11日	米国、紛争解決機関にパネル設置を要請。
2011年3月25日	紛争解決機関、パネル設置を採択。
2012年5月1日	パネル中間報告書を当事国へ配布。
2012年6月15日	パネル報告書を加盟国へ配布。
2012年7月20日	中国、パネル報告書の判断の一部について上訴。
2012年10月18日	上級委員会報告書を加盟国へ配布。
2012年11月16日	紛争解決機関、パネル・上級委員会報告書を採択。
2013年2月8日	米国、DSU21.3条(c) 仲裁を要請。
2013年5月3日	仲裁報告書を発出し、勧告を実施すべき合理的な期間を8ヶ月と15日、2013年7月31日を期限とした。
2013年8月19日	米国及び中国は、履行・報復手続について合意。
2014年1月13日	米国、DSU 21.5条履行パネル設置を要請。
2014年2月26日	紛争解決機関、DSU 21.5条履行パネル設置を採択。

2. 第三国参加国

日本、アルゼンチン、EU、ホンジュラス、インド、韓国、サウジアラビア、ベトナム。

II. パネル・上級委員会報告書の概要

A. 申請書・調査開始決定について

1. 米国の主張

国内産業が調査を求めた米国の補助金措置 22 件のうち 11 件について、国内産業は、調査申請書において補助金の存在を示す十分な証拠を提出していない。かかる不備な申請にも係わらず、商務部は調査開始決定を行った。これは、SCM 協定第 11.2 条及び 11.3 条に不整合である。

2. 中国の反論

米国の主張は申請書添付の証拠を慎重に検討したものではなく、単なる主張に過ぎない。商務部の調査開始決定は十分な証拠に基づいていないことを立証していない。

3. パネル判断

SCM 協定は WTO 加盟国に対する義務を定めたものであり、民間企業に義務を課すものではない。よって、パネルは、調査開始決定における加盟国の義務違反（十分な証拠に基づかない調査開始決定）について検討する。（パラ 7.50）

SCM 協定 11.3 条は、調査当局に対し、申請書の証拠のみならず、輸出国が提出した証拠など、全ての証拠を検討し、調査開始決定を行うに十分な証拠があるか否かを評価する義務を課している。（パラ 7.52） 「十分な証拠」の要請は、根拠に欠ける申請を排除する手段であり、証拠のレベルは、補助金が実際に存在することを示す程度のもので十分である。（パラ 7.55） 他方、申請者が証拠を入手できなかったからといって、調査当局は証拠に基づかないで調査開始を決定してよいものではない。（パラ 7.56）

調査開始を決定するためには、補助金の存在を示す証拠として、第 11.2 条(iii) の “nature of the subsidy” の文言から、資金的貢献、利益、さらに第 1.2 条の特定性の各要素についての証拠を必要とする。（パラ 7.59-61）

以上を踏まえ、次の措置について相殺関税調査を開始した決定は、SCM 協定第 11.3 条に不整合であると判断する。

- *Medicare Prescription Drug, Improvement and Modernization Act* につ

いては、特定性に関する証拠がない。(パラ 7.65)

- ***Economic Recovery Tax Act of 1981*** 及び ***Tax Reform Act of 1986*** については、調査開始時点において利益が存在することを示す証拠がない。(パラ 7.71, 7.74)
- ***Steel Import Stabilization Act of 1984*** に基づく輸入量規制 (VRA) は、第 1.1 条(a)の資金的貢献の存在を示す証拠ではない。よって、資金的貢献を示す証拠がない。(パラ 7.85, 7.93)
- ***State of Indiana Steel Industry Advisory Service*** は、連邦法、州法が鉄鋼産業に与える影響を調査する制度であり、鉄鋼産業に資金的貢献・利益を交付するものではない。(パラ 7.96) よって、資金的貢献を示す証拠がない (パラ 7.98)
- ***Grace periods for compliance with the Clean Air Act*** は 20 年前に終了した制度であり、調査開始時点において利益が存在することを示す証拠がない。(パラ 7.103)
- ***2003 Economic Stimulus Plan of Pennsylvania*** については、特定性を示す証拠がない。(パラ 7.107-108, 7.114)
- ***Pennsylvania Alternative Energy Funding Plan*** について、商務部は、2009 年 8 月 19 日に調査に追加する旨を公告した。(パラ 7.116, 2.2)。しかし、その追加調査の申請書の証拠は地方企業に対する融資を示すものであった。また、米国政府が 2009 年 8 月 17 日に商務部に提出した証拠は、本プログラムに基づく融資先はソーラー事業のみであることを示している。鉄鋼企業に交付されたことを示す証拠がない。(パラ 7.118、脚注 133)
- ***Natural Gas*** については、政府が低価格でガスを供給したことを示す証拠 (利益を示す証拠) はない。(パラ 7.123, 7.125)。また、ガス供給者を通じた鉄鋼企業への間接的補助金の主張については特定性を示す証拠がない。(パラ 7.131)
- ***Electricity*** についても、政府が低価格で供給したことを示す証拠 (資金的貢献及び利益を示す証拠) はない。(パラ 7.135)。また、電力供給者を通じた鉄鋼企業への間接的補助金の主張については鉄鋼企業への利益、特定性を示す証拠がない。(7.138)
- ***Coal*** については、石炭供給者を通じた鉄鋼企業への間接的補助金の主張

について、特定性を示す証拠がない。(パラ 7.147)

4. 上級委員会の判断

本問題は上訴されなかった。

B. 申請書の公開版における不十分な情報

1. 米国の主張

商務部は、申請者が秘密情報の要約を提出することができない理由を説明していないにもかかわらず、秘密情報を伏しただけで要約を付していないものを公開版として認めた。これは、SCM 協定第 12.4.1 条、AD 協定第 6.5.1 条に不整合である。

2. 中国の反論

国内産業が 2 社である場合、国内産業の具体的数値情報は公開できない「例外的な場合」にあたるるところから、公開用要約が秘密の数値情報の「合理的な理解」を与える十分に詳細なものであるか否かは、議論における当該数値情報の重要性、また、他の公開情報から不足情報が補われるか、などから検討すべきである。また、1 件の情報が欠けていたからといって、申請者が情報を公開できない理由説明をしたか否かを機械的に適用することは適切ではない。

公開版（申請書第 II 部）は、申請書第 I 部の文章から秘密情報を削除する方法を採用している。米国は、かかる秘密情報の要約方法では内容が理解できず不適切であると主張しているが、SCM 協定第 12.4.1 条、AD 協定第 6.5.1 条のいずれも、秘密情報を要約する方法まで規定していない。

3. パネル判断

中国は、本件が秘密情報を開示しないことができる「例外的な場合」に当たるとの反論をしないとした。実際、かかる反論のためには、調査過程において本件が例外的な場合であることを特定して、要約は不可能であることの理由説明を行っていないが、中国はそのようなことを行っていない。(パラ 7.192) したがって、公開用要約が利害関係者に秘密情報の「合理的な理解」を与えるに十分に詳細なものであったか否かについて検討する。(パラ 7.193)

申請書第 II 部は、第 I 部に記載された秘密情報の要約を提供しようとしたものであ

るが、そこでは、「販売価格の情報」であるなど、秘密情報の性質を述べたに過ぎず、その内容について述べてはいない。(パラ 7.199) したがって、秘密情報の要約としては不十分である。(パラ 7.200) 中国は、当該情報の周辺の文脈から秘密情報の主要部分は推定出来ると主張するが、第 12.4.1 条、第 6.5.1 条は秘密情報の要約を提供することを要請しているものであり、利害関係者に対して他の箇所に記載された情報や他の公開情報などと組み合わせて内容を推定することを求めたものではない。(パラ 7.202)

以上の分析から、米国が問題とした申請書中の次の事項は、SCM 協定、AD 協定の要求する公開用要約とはいえない。

- 国内生産者の生産量を示した表(第 1 表)中の数字を全て伏したもの。(パラ 7.208)
- 国内消費量を示した表(第 23 表及び第 24 表)中の数字を全て伏したもの。(パラ 7.214)
- 国内産業の経済要因を示した諸表の数字を全てまたは殆ど全てを伏したものの。(パラ 7.220)
- ダンピングマージンの数値。(パラ 7.222)

4. 上級委員会の判断

この問題は上訴されなかった。

C. 調査対象企業の補助金プログラム利用率の認定における FA の使用

1. 米国の主張

米国輸出者は、商務部の質問に真摯に回答し、情報を提供したものである。商務部が米国輸出者から提出されなかったと主張する情報は、そもそも商務部が要求しなかったものである。かかる情報について、FA を使用することは不適切である。

また、一部の情報が提出されなかったため FA を使用してよい状況であっても、全ての提出情報を却下することまでは認められない。たとえ、米国生産者が政府機関に販売した数量の情報を提出しなかったとしても、本件では、他に提出された情報から、政府機関に供給できる数量は生産量の 29%が最大であると確認できるものであるか

ら、生産量の 100% が政府に販売されたと推定することは認められない。

2. 中国の主張

商務部の質問状は、調査対象企業に対して、明確に、非調査対象製品を含め、全ての政府への販売データを提出するよう求めていた。米国輸出者は要求された情報を提供しなかったものである。米国輸出者は調査に非協力的であったものであり、その点を加味して、生産量の 100% が政府に供給され、よって補助金の対象とされたと推定したことに誤りはない。

3. パネル判断

商務部は、追加質問状において非調査対象製品を含めた全販売データの提出を明示的に要求したと認める。(パラ 7.285) また、当該データは、間接的な補助金の交付の可能性を調査するという点から、SCM 協定第 12.7 条に言う、CVD 調査に「必要な情報」である。(パラ 7.291) したがって、米国輸出者がそれら情報を提供しなかったことは、商務部の調査に協力的ではなかったと判断する。(パラ 7.294)

しかし、生産の全量が政府に販売されたとの推定を裏付ける証拠はない。FA の使用と不利な推定の適用とは別の問題である。AD 協定付属書 II.7 項は、FA の使用により利害関係者に好意的ではない結果となることを認めているが、不利な推定を行うことを認めたものではない。(パラ 7.301) また、FA は、非協力的な利害関係者を罰するための制度ではない。本件では、商務部は、依然として、証拠に基づき政府への生産量を認定することを要する。(パラ 7.302)

本件では、調査対象企業 2 社のうち AK Steel は政府に調査対象製品を販売していないという証拠がある。当該証拠にも係わらず、全量が政府に販売されたと推定することは、SCM 協定第 12.7 条に不整合である。(パラ 7.305, 7.310)

4. 上級委員会の判断

本問題は上訴されなかった。

D. 最終決定書におけるダンピングマージン計算の説明

1. 米国の主張

商務部は、仮決定書、最終決定書において、ダンピングマージンの計算方法の概要を述べたに過ぎず、AD 協定第 12.2.2 条が要求する「最終的な措置の適用又は価格に

関する約束の承認をもたらした事実及び法令に係る事項並びに理由についてのすべての関連情報」を提供しなかった。特に、商務部は、ダンピングマージンを計算する数学的基礎を説明しなかったことにより、同条に違反した。

最終決定書は「公告」であるものの、ダンピングマージン計算に秘密情報が係わるからといって、調査当局は「すべての関連情報」を説明する義務から免れるものではない。同条の定める「別の報告書」は公開される必要はない。当該報告書において秘密情報を含めて説明し、利害関係者に提供する必要がある。

2. 中国の反論

AD 協定第 12.2.2 条は、第 12.2.1 条(iii) を準用して、「認定されたダンピングマージン」についての説明を求めているのみである。実際の計算方法を開示する義務はない。

また、同条は最終決定の説明を求めるものであり、全ての認定事実を復唱することを求めるものではない。説明すべき事実は、第 12.2 条に定める「調査当局が重要と認めた」事実についてである。調査当局は、かかる説明すべき事実を選定する裁量を有している。この解釈は、第 12.2.1 条(iii) に、ダンピングマージンの計算方法について「当該方法を用いた十分な説明」とあるところからも補強される。

3. パネル判断

本件の最終決定書では、回答企業 2 社それぞれについて、正常価格、輸出価格の認定、調整方法について説明し、ダンピングマージンの計算方法について簡略に説明している。(パラ 7.331)

第 12.2.1 条(iii)は「定められたダンピングの価格差、並びに第二条の規定に基づく輸出価格及び正常の価額の決定及び比較に用いた方法についての十分な説明」と規定し、計算、データ、という文言を外している。この点から、ダンピングマージンを認定するための計算及び使用データを最終決定書において開示することが義務づけられているとは結論できない。(パラ 7.333)

最終決定の別途報告書は、第 12 条のタイトル、脚注 23、第 12.2.3 条などの文脈から、公開されるものであると判断する。この点について米国の主張を却下する。(パラ 7.334)

調査当局は、最終決定書・別途報告書において、「全ての関連する情報」の提供と秘密情報の保護という二重の義務を負っているが、これは、秘密情報の要約を最終決定書・別の報告書に記載することにより充足されると考える。(パラ 7.335)

以上から、中国の最終決定書に、AD 協定第 12.2.2 条に不整合ではない。(パラ 7.339)

4. 上級委員会の判断

この問題は上訴されなかった。なお、最終決定書において記載すべき事実については、後述 K.節「最終決定書における損害認定の基礎となる輸入製品の国内産品価格への効果の説明」を参照。

E. 最終決定書における補助金の利益についての不十分な説明

1. 米国の主張

最終決定書において、商務部は、米国政府調達における競争入札は入札者を制限しており、市場価格を反映したものとなっていないと結論したが、かかる結論について、SCM 協定第 14 条(d) の要件を踏まえた十分な説明を行っていない。また、米国の主張を却下した理由も述べていない。これは、SCM 協定第 22.3 条に不整合である。

2. 中国の反論

商務部は、米国主張の点について、最終決定書において十分な説明を行った。

3. パネル判断

SCM 協定第 22.3 条は手続規定であり、調査当局の判断内容について規定した条項ではない。(パラ 7.356) 即ち、本条は、調査当局が実際に検討した法的結論及びその結論が依拠した事実が最終決定書に述べられているかを問題とするものであり、事実認定を適切におこなったか、また、適切な結論に到達したかは問題ではない。競争入札は市場価格であるか否かの議論は、判断内容の適切性についてであるから、第 22.3 条とは関係がない。(パラ 7.365)

また、第 22.3 条は、第 22.5 条と異なり、利害関係者の意見を受け入れ又は拒絶した理由を述べることを求めているものであるが、いずれにせよ、商務部は最終決定書において利害関係者の主張を要約し、それに対して回答している (パラ 7.366)

調査当局が、当局が重要であると考えたものの最終決定書において述べられていない事実又は法律問題は見当たらない。中国に本件について第 22.3 条不整合はない。(パラ 7.367)

4. 上級委員会の判断

この問題は上訴されなかった。

F. AD「その他」レート： 調査対象としなかった輸出者に適用する「その他レート」のFAに基づく設定、重要事実の開示の懈怠

1. 米国の主張

商務部は、調査開始決定公告において求められた応訴登録をしなかった「当局の知るところとなっていない」輸出者・生産者に対してFAを適用した。FAは、調査に協力しなかった者に対してのみ適用できるものである。調査当局の「知るところとなっていない」輸出者・生産者を含め、調査対象とならなかった輸出者・生産者に対してFAを適用することは認められない。したがって、それら者のダンピングマージン（「その他」レート）をFAに基づき決定することは認められない。かかる「その他」レートは、AD協定第6.1条、第6.8条、付属書II第1項に不整合である。

また、重要事実の開示において、「その他」レートの計算方法を開示しなかった。かかる開示の懈怠はAD協定第6.9条に不整合である。

2. 中国の反論

商務部は、調査開始公告において、全ての輸出者・生産者に対して応訴登録をするよう求めたものである。AD協定は知られていない者に対して課すAD税率の設定方法を定めておらず、その設定方法は調査当局の裁量の範囲内である。したがって、応訴登録をしなかった者に対してFAを適用することは適切である。

また、応訴登録をしなかった者は、そもそも非協力的な利害関係者である。FAを適用することができる。

重要事実の開示では、回答企業の秘密情報の保護という観点から、「その他」レートの計算方法の一般的説明に止まらざるを得なかったものである。また、当局は非協力的な利害関係者に好意的ではない結果となるダンピングマージン計算を行う無制限の裁量がある。したがって、かかる計算の重要事実を開示しなかったからといって、利害関係者の防御権に不利益を与えるものではない。

3. パネル判断

a. 「知るところとなっていない」輸出者・生産者に対する FAに基づくAD税率の設定

付属書Ⅱに基づくFAの適用は、当局が必要とする情報を利害関係者に明確に要求し、かつ、かかる利害関係者が情報を提供しなかったことが前提条件となる。(パラ 7.385) さらに、同第1項は、利害関係者が調査当局に協力しなかった場合の結末を当該利害関係者に認識せしめることを調査当局に義務付けている。その通知方法については規定していないが、おそらく、公告、インターネット上での告知では不十分であろう。いずれにせよ、商務部の本件の公告は、調査当局が必要とする情報を特定しているものではないから、第1の前提条件を満たしていない。本パネルは調査当局が採用すべき通知方法についてコメントするものではないが、AD協定上、知られていない利害関係者が調査開始公告に基づき応訴すべき義務はない(パラ 7.386)

AD協定が「知るところとなっていない」輸出者・生産者に適用すべき税率について規定していないという点において、AD協定の条項間には欠缺(lacuna)がある。しかし、そのことは、第6.8条、付属書Ⅱ第1項の定めるFA適用の条件を無視してよいこととはならない。(パラ 7.390)

また、FAは、過剰なダンピングマージンを決定することを誘因として利害関係者の協力を促すためのものではない。(パラ 7.391)

よって、「知るところとなっていない」輸出者・生産者に対してFAに基づく「その他」レートを適用したことは第6.8条、付属書Ⅱ第1項に不整合である。(パラ 7.393)

b. 重要事実の開示における「その他」AD税率の計算根拠の 不開示

AD調査における重要な要素は、ダンピングの存在、損害、因果関係である。(パラ 7.407)

商務部の重要事実の開示では、知るところとならなかった利害関係者についてFAを適用することとした商務部の判断の基礎となった事実について何ら述べていない。当該事実を開示することは、米国政府の利益を防禦する観点から、極めて重要である。よって、かかる不開示は6.9条に不整合である。(パラ 7.408)

ダンピングマージン計算の基礎とした事実についても何ら特定していない。重要事

実の開示では、かかる事実を開示して、米国政府が防禦行為を行うことを可能とすることが要求される。(パラ 7.409)

秘密情報が重要事実にあたるものの、提出者から開示の許可が得られない場合、秘密情報の要約を用意して、利害関係者に開示する必要がある。(パラ 7.410)

なお、中国が主張するその他レートの決定についての当局の裁量権については、AD協定上の根拠がない。(パラ 7.411)

4. 上級委員会の判断

この問題は上訴されなかった。

G. 仮・最終決定書における「その他」レートの説明

1. 米国の主張

商務部は、仮決定書及び最終決定書において、「その他」レートを適用する理由を説明していない。これはAD協定第12.2条及び第12.2.2条に不整合である(パラ 7.415)

2. 中国の反論

商務部は、仮決定書及び最終決定書において十分な説明を行った。(パラ 7.416)

3. パネル判断

商務部は、知るところとならなかった輸出者・生産者が必要な情報の提供を拒否したものであるか、また、なぜ64.8%がそれら者のダンピング率として適切であるか、何ら説明していない。これは、AD協定第12.2条及び第12.2.2条に不整合である。(パラ 7.424-426)

4. 上級委員会の判断

この問題は上訴されなかった。

H. 相殺関税措置における「その他」レートのFAに基づく決定、当該決定する基礎となる重要事実の開示、最終決定書における説明

1. 米国の主張

商務部は、応訴登録をしなかった「その他」の輸出者・生産者に対して、申請書の

補助金マージンを FA として適用し、相殺関税率 44.6%を決定した。FA の適用は情報提供を拒否した利害関係者に対してのみ適用することが認められるものであり、調査を行わなかった輸出者・生産者に対して FA を適用することは SCM 協定第 12.7 条に不整合である。また、商務部自身が一部の補助金については相殺できないとした判断したにも係わらず、申請書のマージンを適用したことは、FA としても根拠がない。

重要事実の開示においては、当該相殺関税率を認定するための基礎とした事実について、何ら開示しなかった。これは、SCM 協定第 12.8 条に不整合である。

最終決定書においても、相殺関税率 44.6%の計算根拠、計算方法を説明しなかった。

2. 中国の反論

商務部は調査開始公告において応訴登録をしなかった者に対しては FA を適用する旨を述べており、FA の適用に落ち度はない。

重要事実の開示では、申請書の情報に基づいて相殺関税率 44.6%を認定した旨を述べており、適切である。

(なお、最終決定書については、中国は反論を提出しなかった。)

3. パネル判断

「必要とされる情報」の提供を輸出者が拒否したことが SCM 協定第 12.7 条の FA を適用する前提条件であるが、これは、同第 12.1 条の、利害関係者は当局が「必要とされる情報」について調査当局から通知を受ける、との規定の文脈において解釈される。「必要とされる情報」についての通知を受けていない利害関係者に対して FA を適用することはできない。これらから、SCM 協定は、AD 協定付属書 II と同等の規定はないとはいえ、AD 協定と同様の結論となる。(パラ 7.446) よって、「必要とされる情報」の通知を行っていない者に対して FA を適用したことは、SCM 協定第 12.7 条に不整合である。(パラ 7.448)

また、FA を適用する場合であっても、関係する全ての情報を検討した上で、適切な情報を選択することが要求される。また、FA は、正確な補助金、損害の結論に至るために、不足している情報を補うための制度である。FA 選択について、調査当局に無制限の裁量を与えたものではない。(パラ 7.450)

重要事実の開示において、商務部は、知られていない者が「必要とされる情報」の提出を拒否した事実、44.6%の相殺関税率に至る基礎となった事実を開示していない。これは、SCM 協定 12.8 条に不整合である。(パラ 7.465)

最終決定書において44.6%の計算根拠、計算方法を説明しなかったことは、SCM協定第22.3条、22.5条に不整合である。(パラ7.474)

4. 上級委員会の判断

この問題は上訴されなかった。

I. 損害認定における価格の効果についての分析

1. 米国の主張

損害認定に係わる価格効果に関する商務部の判断は、実証的な証拠 (positive evidence) に基づいていない。

商務部は、プライスアンダーカッティング (price undercutting) 分析において、米国内産及びロシア産の調査対象製品全体の年平均価格を、国内産価格と比較している。それら平均価格は、年毎に各モデルが全体に占める割合 (product mix) が変化することで上下してしまうなど、各年間、原産間で価格比較性がなく、不適切である。

また、商務部は、輸入製品の価格は低価格戦略に基づいて設定されていたと認定しているが、その証拠が示されていない。

価格押し下げ (price depression) については、そもそも全製品の加重平均価格に基づく認定が誤りであるばかりでなく、商務部は、輸入製品は低価格であり、その輸入量の増加により国内産価格を押し下げたと認定したが、MOFCOMが開示した情報からすると、国内産業の価格が下がったのは2009年第1四半期のみ (30.25%の下落) であった。国内産業の価格は、2007年に6.66%、2008年には14.53%上昇していた。また、2009年第1四半期の市場占有率は、調査対象製品が1.17%上昇し、国内産品もほぼ同様に1.04%上昇していた。さらに、2009年第1四半期の調査対象製品の価格は国内産品の価格よりも高かった。以上から、2009年第1四半期の価格下落は輸入製品によるものではない。したがって、商務部の価格の押し下げ分析に根拠はない。

価格上昇の抑制 (Price Suppression) について、商務部は、国内産業は2008年以降の製造原価の上昇を販売価格に転嫁できなかったとしているが、2008年、国内産業の販売量は5.04%上昇、価格も若干上昇し、売上高は前年比30.3%増、税引き前利益は1.24%増であった。これら事実から、コストに対する販売価格及び売上高の比率変化が顕著であったとはいえない。商務部は、輸入量が相当に増加したことにより当該比率が悪化したとするが、全調査期間39ヶ月のうち3ヶ月のみの状況を根拠として価格上昇の

抑制を認定することは誤りである。

2. 中国の反論

2009年第1四半期に国内産品価格は30.25%下落した。これは、顕著な価格押し下げがあった証拠である。また、価格押し下げは、主として輸入産品の数量増加により生じたものである。さらに、AD協定第3.2条、SCM協定第15.2条のいずれも、価格押し下げの原因が輸入産品によるものであることの分析を求めている。

2007年と2008年の国内産業の原価構造は同等であったにも係わらず、2008年の原価上昇を価格に転嫁できなかったものであり、輸入産品による価格上昇の抑制が認められる。

3. パネル判断

a. 国内産品価格の押し下げについて

2009年第1四半期に国内産品価格が下落したことについて当事者間に争いはない。よって、価格押し下げは輸入産品によるものであるとの商務部の分析について検討する。(パラ7.518)

AD協定第3.2条、SCM協定第15.2条は、「ダンピング輸入の及ぼす影響により、価格が著しく押し下げられているかいないか」と定めているところから、調査当局は、国内産品価格の押し下げ効果を検討する場合には、それが輸入産品によるものであることを「証明」しなければならない。(パラ7.520)

中国は、申請書の証拠により輸入品の低価格が示されていると主張するが、商務部の最終決定書はかかる証拠に言及していないばかりでなく、当該証拠は2008年、2009年第1四半期とも輸入品の価格が国内産品の価格を下回っていることを示している。これは、2009年第1四半期に輸入品の価格が国内産品の価格を上回ったとする商務部の事実認定と異なる。よって、申請書の証拠は実証的証拠ではない。(パラ7.525)

商務部は、輸入産品と国内産品価格について全体の平均価格を比較したものであるが、それら平均価格の比較は、次の点において疑念がある。(パラ7.528)

- 販売段階の異なる価格を比較していること。国内産品の販売価格は最終ユーザーへの価格であったが、輸入産品の価格は、より川上での取引価格であった。
- グレードの異なる製品価格（HS分類で2品目）の全体のデータの平均値を計算して比較したもので、それらの価格比較性を確保するための調整を

行っていないこと。

- 1年間という長期に亘る価格の平均値を使用していること。価格は時間の経過と共に変動するものであるから、もっと短期間の平均価格を比較すべきである。

中国が示した輸入製品の低価格政策についての証拠は、全て2009年第1四半期出荷分についてであった。当該期間は輸入製品の価格が国内製品の価格を上回ったところから、低価格政策により輸入製品が国内製品価格を押し下げたとの商務部の認定は、実証的証拠により裏付けられていない。(パラ 7.532-534)

輸入製品の価格は、2009年第1四半期に、前年同期から1.25%下落したが、2007年には前年同期比2.97%上昇し、さらに、2008年には同17.57%上昇している。かかる状況において、1.25%の下落が国内製品価格を押し下げたと認定することは、客観的かつ公平な当局の判断とはいえない。(パラ 7.535)

以上から、客観的かつ公平な当局は、当該証拠から輸入製品による国内製品の価格押し下げがあったとの結論に至ることはできない。

中国は輸入製品の数量増加が主因であると主張するが、最終決定書では輸入製品の価格と数量の双方に同等の重みを与えていることが明らかである。(パラ 7.539) 輸入製品価格による効果が、価格押し下げの認定の中心をなすものであり、輸入製品の価格の効果分析の誤りは商務部の価格押し下げの認定全体を無効とするものである。(パラ 7.542) よって、当該主張は受け入れられない。

以上から、商務部の決定は、客観的な検討に基づいたものでも、実証的証拠に基づいたものでもない。(パラ 7.543)

b. 国内製品価格上昇の抑制について

原価上昇を販売価格に転嫁できなかったことを根拠として価格上昇の抑制が存在したと判断すること自体は、AD協定第3.2条、SCM協定第15.2条に不整合とされるものではない。(パラ 7.546) しかし、同条は、輸入製品の効果により価格上昇の抑制が生じたことを立証することを調査当局に求めている。(パラ 7.547)

証拠は、2008年の国内製品の原価上昇は、武漢鋼鉄の新規設備の稼働、宝鋼集団の新規参入の原価が原価計算に算入されたことによるものであることを示している。客観的かつ公正な調査当局として、当該期間の原価・価格比の変化の少なくとも一部は、輸入製品の効果ではなく、それらの稼働開始費用が反映されたものではないかを確認する義務があるが、商務部はかかる確認を怠った。(パラ 7.549) 商務部は、製品価

格は原価上昇に合わせて上昇するものである、価格転嫁ができなかった理由は輸入製品の数量増加以外にない、との誤った前提をおいて判断したものである。(パラ 7.550)

以上から、客観的かつ公平な当局は、当該証拠から輸入製品による国内製品の価格上昇の抑制があったとの結論に至ることはできない。(パラ 7.551)

c. プライスアンダーカッティングについて

商務部の最終決定は、プライスアンダーカッティングの認定に依拠していない。よって、この点については判断しない。

以上から、商務部の価格効果の判断は AD 協定 3.1, 3.2 条、SCM 協定 15.1, 15.2 条に不整合である。

4. 上級委員会の判断

a. 3.2 条、15.2 条における当局の義務

AD 協定 3.2 条、SCM 協定第 15.2 条は 3.1 条、15.1 条に定める調査対象輸入製品の数量及びその価格が国内価格に与える効果の分析について、詳細を明示したものである。そして、3.4, 3.5 条、15.4, 15.5 条において、3.1 条、15.1 条の第三の要件である輸入対象製品の結果としての国内産業への影響について規定している。(パラ 127) これらの条項の文脈は、調査当局が損害及び因果関係の判断に至る論理的展開を想定したものである。特に、3.5 条、15.5 条は「2, 4 項に定める」ダンピング・補助金の「効果により」ダンピング・補助金付き輸入が損害を引き起こしたことの証明を求めている。すなわち、2 項に基づく分析は、輸入製品が国内産業に損害を与えているかという 5 項の質問に回答する必要がある。3.2 条、15.2 条は、この全体の枠組みで理解しなければならない。(パラ 128)

3.2 条、15.2 条の「検討する」(consider) とは、当局に最終的な決定を求めるものではないが、積極的証拠と客観的検討に基づいて考慮することを求めるものであり、厳密さを減少させるものではない。(パラ 130) また、「決定」する場合 (determination) に比べ、「検討」すべき対象が狭くなるものでもない。さらに、かかる検討内容は、利害関係者が検証できるよう、最終決定書などに反映されていなければならない。(パラ 131)

3.2条、15.2条の文脈での「効果」とは、何か他のものによる「結果」を指しており、中国主張のような、他のものと無関係に生ずる結果を指しているものではない。輸入産品と国内産品の価格とのリンクを問うているものである。(パラ 135) 同条が、国内産品の価格への「ダンピング輸入の効果」、また、「価格を押し下げのため」「価格上昇を妨げるため」と定めているところからも明らかである。(パラ 136) したがって、調査当局の分析が、国内産品の価格に何が生じたか、という点に留まることは不適切である。調査対象輸入の価格又は数量との関係で国内産品の価格を分析しなければならない。(パラ 138)

さらに、価格の「押し下げ」、「価格抑制」という文言の定義から、調査対象輸入産品により、国内産品の価格が押し下げられ又は抑制されたか否かを検討することを対象としている。市場の状況分析の認定は予備的なものに過ぎず、3.2条、15.2条の分析としては、さらに、調査対象産品の輸入の効果として、価格の押し下げ、抑制が顕著であることが認められるという点まで行う必要がある。(パラ 142)

3.2条、15.2条は因果関係についての判断を求めている条項ではないが、3.5条、15.5条の因果関係分析に意味ある理解を与えるため、輸入産品が国内産品の価格を顕著に押し下げ、又は抑制を引き起こした説得力のあるもの(explanatory force)であったか否かを検討しなければならない(パラ 144)。3.5条、15.5条の因果関係は、3.2条、15.2条に基づく国内産品の価格への効果、3.4条、15.4条の経済指標の分析を通じ、証拠全体から判断されるものであり、3.2条、15.5条の義務と重複するものではない。(パラ 147)

3.2条、15.2条では、3.5条、15.5条のような、全てのその他の要因について完全な分析を求められているものではない(パラ 151)。ただし、3.2条、15.2条においても、価格に効果を与えるその他の要因との関係で、調査対象輸入は顕著な(significant)国内産品の価格押し下げ又は抑制効果をもっていたかを検討しなければならない。(パラ 152)

b. パネル判断の是非

本パネルは、単に国内産品の価格に顕著な押し下げが合ったことを示すのみでは不十分であるという意味で「証明」(show, demonstrate)と述べたものであり、輸入による国内産品の価格押し下げ又は抑制を立証する義務があるとしたものではない。よって、この点に誤りはない。(パラ 159)

3.1 条、15.1 条の実証的な証拠の要請は、輸入対象産品と国内産品の価格を比較する場合に、それらが比較可能なもの（comparable）であることを確保することを求めるものである。将に、そうでなければ、輸入価格が国内産品の価格を引き下げ又は抑制したとする分析として説得力のあるものとならない。この点についてパネルに誤りはない。（パラ 200）なお、本件において販売段階、グレードの相違、年平均値の正当性については事実認定の問題である一方、中国は上訴において DSU11 条の主張をしていないため、審理しない。（パラ 202-203）

低価格政策の存在自体は輸出者の価格に関連するものであり、その価値はプライスアンダーカッティングがなかったことという事実により損なわれるものではない。この点において、パネル判断に誤りがある。（パラ 207）しかし、その他の事実判断に誤りはなく、全体としてパネル判断を覆すに至るものではない。（パラ 224）

中国商務部が価格効果を認定した根拠とする 2009 年第 1 四半期は、国内産品の価格が 30.25% 下落したのに対し、輸入価格は 1.25% の低下にとどまっている。価格競争がある状況では、通常、調査対象輸入産品と国内産品の価格には密接な相関関係があり、そのような状況では同等の価格傾向を示すものであろう。本件でプライス・アンダーカッティングがなかったとしても、上述の状況は価格押し下げ、又は抑制があったものであるか疑問を生じさせる。（パラ 226）

J. 損害認定の基礎となる輸入産品の国内産品価格への効果の重要事実の開示

1. 米国の主張

商務部は、重要事実の開示において、輸入産品による国内産品価格への効果について、単に輸入産品価格が「低い」と述べたのみで、国内産品の価格レベル、輸入産品との価格比較、国内産業の原価の推移等について何らの情報も開示していない。また、商務部の主張する、輸入産品の「低価格政策」についての証拠も開示していない。これは、利害関係者に反論の機会を与える程度に十分な事実開示を行ったものとはいえない。

2. 中国の反論

商務部は、全ての「重要事実」を開示している。

米国は、秘密情報の保護という点を無視した議論を行っている。本件の国内生産者

は2社である。よって、合計値実数の開示は一方の国内生産者に他方の国内生産者の実数を開示する結果となるため、国内産業の殆どのデータは、合計値であっても秘密情報であり、開示できない。

3. パネル判断

AD協定第6.9条及びSCM協定第12.8条は、ダンピング又は補助金、損害及び因果関係に係わる認定及び結論の基礎となった「重要事実」の開示を求めている。商務部は、輸入製品は「低価格」であったという結論を、価格押し下げ、価格上昇の抑制の認定の理由説明の重要な根拠としている。したがって、「低価格」であったとの結論を裏付ける「重要事実」を開示しなければならない。(パラ 7.569)

中国は秘密情報の保護を要したと反論している(他方、当該秘密情報の公開用要約も開示できないとの主張はしていない)。しかし、重要事実の開示において、秘密情報の公開用要約は提供されていない。「低価格」との認定の証拠として、単に「調査により入手したデータ」に基づいたと記述したのみであり、当該認定の「重要事実」に係わる秘密情報の公開用要約とは言えない。(パラ 7.572) 「低価格政策」についても、かかる政策が認められたとの結論を述べたのみで、当該認定の基礎となった事実について何らの説明もないところから、「重要事実」である秘密情報の公開用要約を開示したこととはならない。(パラ 7.573)

以上から、商務部は「低価格」との認定について「重要事実」の開示を怠ったことは、AD6.9条、SCM協定12.8条に不整合である。(パラ 7.575)

4. 上級委員会の判断

6.9条、12.8条は「重要な」「事実」の開示を求めている。「重要な」(essential)とは“significant, important, or salient”を指す。すなわち、最終的な措置の適用の是非の決定の過程において顕著(significant)な又は主要な事実、及び反対の結果をもたらす主要な事実である。(パラ 240) 具体的には、パネルが指摘した通り、ダンピング又は補助金、損害及び因果関係に係わる認定にかかわる、調査当局が措置を賦課するために履行すべき実体的義務を充足するために必要とされる事実認定の内容から判断される。(パラ 241)

3.2条、15.2条にかかわる重要な認定事実として開示された事実は、価格効果の分析の基礎が理解できるものである必要がある。(パラ 242) 本件では、商務部は年平均価格データ、輸入製品と国内製品との価格比較を開示していない。(パラ 245) 商

務部は、輸入産品が「低価格」であったと結論しているものであるから、単に、国内産品の価格が下落した、価格とコスト差が低下したといった定性的記述では不十分であり、輸入産品と国内産品の価格比較を開示する義務がある。かかる情報が秘密情報である場合、パネルが述べた通り、要約を開示する必要がある。(パラ 247)

以上から、パネルの判断を支持する。(パラ 251)

K. 最終決定書における損害認定の基礎となる輸入産品の国内産品価格への効果の説明

1. 米国の主張

輸入産品の国内産品価格への効果は、最終措置の賦課に至る検討の一部をなしているが、最終決定書では、当該分析は低価格政策、戦略に基づくとの主張が記載されたのみであり、何らの事実説明もなされていない。

2. 中国の反論

最終決定書では、調査当局が重要であると考えた情報を提供すれば足り、価格政策についての詳細を説明する義務はない。

3. パネル判断

中国は、輸入産品が「低価格」であるとの認定を行うにあたり、輸入産品と国内産品との価格比較を行うなど、個別の証拠に基づいている。かかる認定は最終措置の賦課に至る理由の重要な部分を占めている。(パラ 7.590)

調査当局は最終決定書において全ての事実に関する証拠に言及する必要はない。しかし、「低価格」との認定の重要性から、その基礎とした事実については説明する必要がある。(パラ 7.591)

よって、商務部の最終決定書は、AD 協定第 12.2.2 条及び SCM 協定 22.5 条に不整合である。(パラ 7.592)

4. 上級委員会の判断

最終決定書では、「事実に係わる事項」として、全ての事実を記述することを求めるものではないが、最終的な措置の賦課の事実的な基礎が理解できる程度に事実を記載することを要する。(パラ 256) 「事実に係わる事項に関連する情報」は、調査当局が措置を賦課するために履行すべき実体的義務を充足するために必要とされる事

実認定の内容から判断される。損害認定では、それらは3条、15条各項に定める各要素の分析に関わる情報である。(パラ 257)

12.2.2条及び22.5条が開示を要求する「すべての関連する情報」とは、公平と適正手続きの問題としての利害関係者の知る権利の確保という原則から、事実、法律、理由の組み合わせでの開示を求めるもので、利害関係者が司法審理を遂行することを可能とすることを保障するものでなければならない。(パラ 258)

秘密情報は、その公開用要約を開示することにより充足される。(パラ 259)

本件で、商務部は、価格押し下げ又は抑制の認定の根拠として輸入産品は「低価格」であったとの認定を行っている。よって、当該「低価格」認定事実について、利害関係者が理解できる程度の開示をしなければならない。(パラ 262)

12.2条、22.3条の調査当局が重要と認めた事項とは、AD協定及びSCM協定の実体規定により範囲が定められる。本件では、商務部の価格の押し下げ及び抑制の認定はプライスアンダーカッティングの事実認定に依拠していたものである。(パラ 265)したがって、「低価格」であったという認定に加え、プライスアンダーカッティングの事実を最終決定書において開示しなければならない。(パラ 267)

以上から、パネル判断を支持する。(パラ 267)

L. 因果関係の立証

1. 米国の主張

輸入産品による国内産品価格への効果は立証されていない。よって、輸入産品と国内産業の損害との因果関係は立証されていない。

国内産業の損害の要因は、輸入産品のみではなく、国内生産者の過剰設備及び過剰生産にある。商務部は、それら要因による国内産業の損害について適切に分析していない。商務部は、それら要因は国内産業の損害の原因ではないと判断したが、生産設備増強は需要増加を遙かに上回るものである。商務部は、国内産業は国内市場の総需要を満たす生産規模を有することが認められるという誤った前提に立った判断を行ったものである。国内産業の過剰生産により在庫が急増したことが国内産業の損害の原因であることは明らかである。

商務部は、米国政府は過剰生産により生じた過剰在庫が国内産業の損害の要因であることを証明していないと最終決定書において述べているが、利害関係者にかかる立

証義務はない。

2. 中国の反論

米国主張は、商務部が至った結論とは異なる、別途の結論を主張しているに過ぎない。商務部は、輸入製品の価格に係わらず、その輸入数量増加により国内産業に損害が生じたと認定したものである。また、米国は事実を誤認している。国内産業は生産能力を大幅に下回る量しか生産しておらず、市場が吸収できる量以上に製品を生産した事実はない。

3. パネル判断

既に判断した通り、商務部は、輸入製品による国内製品価格への効果について誤った分析を行ったものである。よって、価格効果による因果関係は立証されていない。また、最終決定書において、輸入量が国内製品価格に影響を与えた主たる要因であるとの分析はなされていない。価格効果が因果関係の分析の中心をなすものである。よって、輸入量の効果のみにより因果関係が立証されていると判断することはできない。(パラ 7.621)

中国がパネルの要請により提出した証拠から、2008年の在庫増加量は輸入量の増加分を上回っていることを示している。(パラ 7.632) 2009年第1四半期では、国内産業の在庫増加量は同期間の輸入量全量を上回っていることが認められる。(パラ 7.633) したがって、国内産業の在庫増加の少なくとも一部は輸入製品の数量増加によるものではない。よって、国内産業の過剰生産による過剰在庫は輸入製品の数量増加が原因であって国内産業の損害の原因ではないとの商務部の判断は、証拠と相容れない。(パラ 7.634)

なお、調査過程において、利害関係者がその他の要因による損害に関する証拠を提出する義務はない。かかるその他の要因が調査当局の知るところとなった場合、調査当局が当該要因と国内産業の損害との因果関係を調査する義務を負う。(パラ 7.636)

以上から、商務部の因果関係の認定は、AD協定第3.1条、第3.5条、SCM協定第15.1条及び第15.5条に不整合である。(パラ 7.637)

4. 上級委員会の判断

この問題は上訴されなかった。

M. その他の損害要因である第三国輸入の重要事実の開示におけるデータ不開示

1. 米国の主張

商務部は、重要事実の開示において、国内産業に損害を与えるその他の要因である第三国輸入についてのデータを開示しなかった。

利害関係者が当該情報の開示を求めたか否かは、重要事実の開示義務とは無関係である。

2. 中国の反論

第三国輸入が国内産業から奪取した市場占拠率は、調査対象産品、国内産品の市場占拠率の変化から計算することができる。また、第三国輸入の価格について、商務部は、間接的に検討したに過ぎず、重要事実とはいえない。いずれにせよ、それら情報は、他の公開手段から入手できる。

3. パネル判断

商務部は、因果関係の分析において第三国輸入を検討した。(パラ 7.657) 因果関係は、最終措置に至るための判断要素であるダンピング・補助金、損害、因果関係のうちの1つであり、因果関係の分析にはその他の要因の分析が含まれる。したがって、当該分析の基礎となった事実は重要事実である。しかし、重要事実の開示において、商務部は、第三国輸入が輸入総量に占める割合は「継続して減少した」との評価のみを示したものであり、その基礎とした事実を開示していない。(パラ 7.658) かかる非開示は、AD 協定第 6.8 条及び SCM 協定第 12.8 条に不整合である。(パラ 7.660)

4. 上級委員会の判断

この問題は上訴されなかった。

N. 最終決定書における第三国輸入を含む因果関係の説明

1. 米国の主張

商務部は、第三国輸入による国内産業の損害に係わる情報を何ら開示していない。

2. 中国の反論

仮決定書において商務部は第三国輸入の影響を検討したと述べていた。米国は、その後、この問題について議論を提起しなかったものであるから、最終決定書に落ち度はない。また、第三国輸入は国内産業の市場占拠率を 0.09% 奪ったに過ぎないとの事実は最終決定書から明確である。

3. パネル判断

最終決定書から、商務部が国内産業に損害を与えるその他の要因として第三国輸入を検討していたことは明らかであるが、当該検討内容の開示は極めて限られている。中国は、最終決定書の他の章から第三国輸入の影響は理解できるとするが、最終決定書は第三国輸入の影響分析を明確に示していない。(パラ 7.673)

本パネル手続きにおける中国の説明から、商務部は第三国輸入を「その他」の要因として国内産業への影響について詳細な証拠を分析していたことが明らかであるが、かかる分析は最終決定書に述べられていない。因果関係の分析において、その他の要因の分析は、最終措置の賦課に至る事実及び法的問題にあたる。したがって、商務部は、最終決定書において、それに関連する情報を説明する義務があるが、当該義務の履行を怠った。(パラ 7.674)

これは、AD 協定第 12.2.2 条及び SCM 協定第 22.5 条に不整合である。(パラ 7.675)

4. 上級委員会の判断

この問題は上訴されなかった。

III. 評釈

A. 申請書・調査開始決定について

本パネル判断は、これまでの調査開始決定における調査当局の義務を検討した諸パネルの判断に沿ったものである。例えば、*Argentina – Poultry Anti-Dumping Duties* パネル (WT/DS214/R) は、調査開始決定に要する「ダンピングの証拠」として、AD 協定第 2 条の意味においてダンピングを示す十分な証拠が必要であるとし (パラ 7.62)、2.4 条の公正な比較において求められる証拠と同種類の証拠が必要とされる (パラ 7.84) としている。本パネル判断は、当該判断と同様に、“nature of subsidy” につい

て、SCM 協定第 1 条、2 条において求められる種類の証拠、すなわち、資金的貢献、利益、特定性の証拠が必要であると判断したものである。

また、本パネルは、調査当局は輸出国政府が提出した証拠を含めて調査開始の正当性を検討すべきであるとした。これまでのパネルでも、調査開始決定の基礎とする証拠は、申請書に添付された証拠の他、調査当局が収集して補うことができると判断している（*US – Softwood Lumber V* パネル報告書, para. 7.75; *Mexico – Steel Pipes and Tubes* パネル報告書, para. 7.23.）。本パネルは、それら判断を踏襲したものと考えられる。

この判断は、輸出国が、申請書が正式に受理された後から調査開始決定までの間に適切な証拠を輸入国に提出し、調査を開始しないよう働きかけることが有効であることを示したことに特徴があると言えよう。今後とも、輸入国政府より AD 調査、相殺関税調査の申請書が提出された旨の事前通知を受領した場合には、我が国としては、直ちに、反証を輸入国政府に提出することを検討すべきである。また、この点に関し、我が国がインドと締結した日本インド包括的経済連携協定の第 24 条において、輸入締約国は調査開始前 10 稼働日までに申請書の全文を輸出当事国に交付することとし、輸出締約国は輸出・生産者に通知することを認めた規定は、当該反証の機会を輸出締約国に与えるものである。特に、AD 協定は、輸入国に、AD 調査申請書を受理した旨の通知を輸出国に行う義務を課しているのみで、調査開始前に協議を行う機会を提供する義務を課していない。この点を鑑みると、日本インド包括的経済連携協定は、不必要な AD 調査の防止という点から極めて有効である。

他方、我が国の調査当局に対しては、調査開始決定までに輸出国政府から反証が提出された場合、調査当局として、かかる証拠を真摯に検討したことがわかるよう、内部記録を残しておく必要があることを示している。

B. 申請書の公開版における不十分な情報

本パネルは、販売情報であるといった情報の「性質」を述べたに過ぎない記述は、秘密情報の要約にあたらぬとした。この判断は、秘密情報の要約義務を利害関係者の適正手続きの権利を確保するために機能させる適切な判断であると考えられる。

今後、各国当局がこの判断を尊重して適切な情報開示を行い、手続きの透明性が増すことを期待する。特に、途上国の AD・CVD 調査では、損害に係わる申請書データ

の開示が不十分であり、利害関係者として十分な反論ができない状況にある。ダンピングマージン計算についても不透明であった。今後、かかる状況が改善され、利害関係者が有効な反論を行えるようになることを期待する。

また、我が国の調査当局としても、公開用要約が秘密情報の「性質」を述べるに留まらないよう注意を払うべきである。

C. 調査対象企業に対する不適切な FA の使用

本パネルの判断は、これまでのパネル、上級委員会報告を踏まえたものである。たとえば、*Mexico – Anti-Dumping Measures on Rice* 上級委員会は、FA として二次的情報に依拠する場合には、利害関係者の提出した情報を含め、収集した証拠と照らし合わせて、正確性、信頼性を確認しなければならないとしている（パラ 289）。また、SCM 協定における FA の適用は AD 協定付属書 II に定める原則と大きく異なるものではないとしている（パラ 295）。本件は、FA は非協力的な利害関係者を罰するものではなく、証拠に基づき合理的な代替情報を選定することが求められることを再確認したものであるとして意義のあるものと言える。

D. 最終決定書におけるダンピングマージン計算の説明

第 12.2.1 条(iii) の文言は、本パネルが述べた通り、ダンピングマージンとその計算方法の説明を求めているのみで、その基礎とした販売・コストデータについて説明することは求められていない。また、決定書・別途報告書は公告されることを前提としているものであるから、秘密情報については公開用要約以上のものは求められていないとの判断にも誤りはないと考える。これらから、決定書では、マージン計算の概要説明、例えば、正常価格は国内販売に基づいたものであるのか、控除した経費の項目と控除方法、正常価格、輸出価格の加重平均の計算方法、価格比較をおこなった詳細差、合計マージンの計算方法、などが説明されていけば足りることとなる。

なお、別の節において、重要事実の開示（AD 協定第 6.9 条）におけるダンピングマージン計算の開示義務の詳細が検討されている。調査過程において調査当局が利害関係者に開示すべきダンピングマージン計算の内容については、当該別節を参照いただきたい。

E. 最終決定書における補助金の利益についての不十分な説明

本論点は、SCM 協定第 22.3 条との整合性を判断したものであり、同第 22.5 条、第 14 条との整合性を判断したものではない。したがって、この判断の適用範囲を広く解釈すべきではない。

F. AD「その他」レート： 調査対象としなかった輸出者に適用する「その他レート」の FA に基づく設定、重要事実の開示の懈怠

a. 「知るところとなっていない」輸出者・生産者に対する FA に基づく AD 税率の設定

この判断は、*Mexico – Anti-Dumping Measures on Rice* 上級委員会の判断を踏襲したものであり、また、AD 協定の条項の規定内容に沿った解釈を行ったものと考えられるが、特に、中国の「応訴登録」制度に係わり、調査開始公告によって求められた応訴登録に応じなかった者を非協力な輸出者と取り扱うことはできないことを明確にした点に特徴がある。この制度は EU の方式を模範としたものであるから、今後、EU も、公告に応じた登録を行わなかった輸出者を「非協力」と取り扱うことはできないことが明示されたこととなる。

なお、中国は、本判断を受けた紛争解決機関の勧告後、「その他」レートの決定方法を変更した。中国は、応訴登録を行った輸出者・生産者をサンプルによる調査対象企業と取り扱ってダンピングマージン調査を行い、「知るところとならなかった」輸出者・生産者に対するダンピングマージンとして、AD 協定第 9.4 条(i) を準用して、調査対象とした輸出者・生産者のダンピングマージンの平均値を適用する方法を採用したものである。この方法は、米国が採用している方法に極めて近い。本件では、中国の履行方法の是非を米国が判断することとなったが、このその他レートの設定方法は米国にとって受け入れられるものであると思われる。

なお、今回の判断は、調査開始当初の応訴登録手続きにより、応訴した輸出・生産者のみを個別ダンピングマージン調査の対象とすることが否定されたものではない。したがって、この点についての変更は必要とされない。

b. 重要事実の開示における「その他」AD 税率の計算根拠の 不開示

本パネル判断は、重要事実の開示において、ダンピングマージンの基礎とした事実を開示すべきことを明示とした点で画期的である。さらに、秘密情報であるからといって、単純に非開示とすることは認められず、公開用の要約を開示すべきであることを明確にした。

但し、本件では、秘密データを提出した輸出者に対するダンピングマージンの計算の開示については議論されていない。適正手続きの観点、さらに、情報の提出者である輸出者に対してはダンピングマージンの計算内容は秘密ではないという点を考慮すると、当該輸出者に対しては、その他の利害関係者用の要約とは別に、実際の計算を開示する必要があるのではないか。

なお、ダンピングマージンに係わる個別費目、計算、基礎とした取引が重要事実にあたるかについて、*China – X-Ray Equipment* パネル報告 (WT/DS425/R, paras. 7.413-7.420)、*China – Broiler Products* パネル報告 (WT/DS427/R, paras. 7.90-7.92) でも検討されているところである。特に *China – Broiler Products* パネルは、計算の開示について *China – X-Ray Equipment* パネル報告の判断に反対して、計算は重要事実にあたると判断しているところである。利害関係者に十分な反論の機会を与えるという観点からすれば、計算が重要事実にあたることは当然ではないかと思われる。

G. 仮・最終決定書における「その他」レートの説明

中国商務部は、仮決定書、最終決定書において、その他レートの認定方法について殆ど説明していない。よって、当然の結論といえる。

H. 相殺関税措置における「その他」レートの FA に基づく決定、当該決定 する基礎となる重要事実の開示、最終決定書における説明

FA の適用及び事実の開示については、AD に関するその他レートの議論と同様である。

ただし、SCM 協定では、輸出企業別のレート設定を義務付けておらず、相殺関税調査により入手した補助金の情報から国別の相殺関税率を定めることが妨げられていない (19.3 条)。よって、個別企業数社を調査して収集した補助金の証拠に基づき、

個別に調査した企業に適用するレートに加え、国全体レート（その他レート）を認定することができる。この場合、FAの問題とはならない。この点から、相殺関税措置については、本パネルがAD措置のその他レートについて指摘した、知られていない者に対するAD税率の設定におけるAD協定上の欠缺の問題は存在しない。

I. 損害認定における価格の効果についての分析

本パネル、上級委員会の判断は、AD協定3.2条、SCM15.2条における価格比較について、調査当局に求められている実証的な証拠のレベル、客観的検討の程度について次の点を明確とした。

- 調査当局は、輸入製品による価格効果が、調査対象輸入の価格又は数量との関係で国内製品の価格を顕著に押し下げ、又は抑制を引き起こした説得力のあるもの（*explanatory force*）であったか否かを、積極的証拠と客観的検討に基づいて検討する必要がある。
- 価格変動に効果を与えるその他の要因がある場合には、その効果を検討しなければならない。完全な分離・峻別分析を求められているものではないが、価格に効果を与えるその他の要因との関係で、調査対象輸入は顕著な国内製品の価格押し下げ又は抑制効果をもっていたかを検討しなければならない。
- 輸入製品と国内製品との価格比較を行うにあたっては、それらの価格比較可能性を確保しなければならない。具体的には、次の点を検討する必要がある（なお、上級委員会は以下の点について検討していない）：
 - 輸入製品と国内製品の販売段階、物理的特徴を勘案して、比較するタイプ・モデルを限定する、または価格調整を行う。
 - 平均値を計算する期間は、製品の価格変動を考慮して適切な期間とする。
 - 価格平均を計算する対象に複数のモデルを含めるのであれば、それらモデルそれぞれの販売数量変化による平均価格の変動が生じないように配慮する。

かかるパネル判断に賛成する。パネルが指摘した通り、たとえば、調査対象製品の売れ筋モデルが年毎に廉価版へと移行してゆけば、それだけの理由で輸入平均単価が毎年下落しているように見えるが、同一モデルに着目すれば、単価に変化はないこと

が生ずる。かかる状況において、輸入製品の価格は毎年下落していると判断することが客観的な分析といえるか、価格効果の分析では、そのようなデータの細部まで注意を払う必要がある。

さらに、輸入製品と国内製品との競争状況を踏まえて、比較するモデルを検討する必要がある。たとえば、幾つかの輸入製品の中から高級輸入製品の価格と廉価版の国内製品の価格を比較することが有意な分析をもたらすものであるか、検討する必要がある。

なお、この問題、特に輸入製品の平均価格と国内製品の平均価格の適切性、比較可能性については、*China – Broiler Products* パネル報告 (WT/DS427/R, paras. 7.473-7.494) においても検討され、本パネルと同様の結論に至っているところである。

また、本件では、「価格抑制」の有無は、生産原価が販売価格に反映されているかを基準とすること時代は誤りではないとされたところも注記に値する。但し、当該価格抑制は、輸入製品による効果であることを説明しなければならない。

J. 損害認定の基礎となる輸入製品の国内製品価格への効果の重要事実の開示

本パネルは、商務部の「低価格」であった、「低価格政策」があった、という認定を「重要事実」に基づく「結論」であるとの判断を示したことにより、重要事実として開示すべきは、それら結論の基礎となった証拠であることを明確にした。上級委員会がこの判断を支持した通り、かかる判断は AD 協定、SCM 協定を正しく解釈したものであると考える。今後、中国やその他途上国の調査の透明性が高まり、利害関係者が有効な意見陳述を行えるようになることにより、これまで見られた恣意的な損害認定は減少することを期待する。

K. 最終決定書における損害認定の基礎となる輸入製品の国内製品価格への効果の説明

本問題は、最終決定書に記載すべき事実の範囲について、上級委員会として初めて判断を示したという点で、注目される。特に、AD 協定 12.2 条、SCM 協定 22.3 条に定める「事実 ... に係わる問題であって調査当局が重要と認めたすべてのもの」について、

- その範囲は、AD 協定、SCM 協定の实体規定により決定されるものである、
- 利害関係者が司法審理を遂行することを可能とすることを保障するものでなければならない、

としたことは重要である。これまで、*EC – Tube or Pipe Fitting* パネルは、重要性の判断は調査当局の主観、裁量があると述べ (WT/DS219/R, パラ 7.422)、*EU – Footwear (China)* パネルは、*EC – Tube or Pipe Fitting* パネルの判断を受けつつ、重要性は最終決定に至るために当局が解決しなければならなかった事項という観点から判断される

(WT/DS405/R, para. 7.844) としていた。今回の上級委員会の判断は、最終決定書に記載すべき事実の範囲について、AD 協定、SCM 協定が AD/CVD 措置を賦課するにあたり調査当局に義務付けられた事項という観点から、客観的に定められることを明確としたことで、*EC – Tube or Pipe Fitting* パネルの判断を修正し、当局の主観的判断の入る余地を狭めたものと考えられる。

L. 因果関係の立証

本パネルのその他の要因の分析は、これまでの上級委員会の判断に沿ったものであり、WTO 協定解釈という点からは目新しさはない。しかし、中国商務部の因果関係の証拠分析に正確さが欠けることを指摘し、協定不整合であることを明確にしたことにより、今後の中国 AD 調査が慎重に行われることが期待される。

輸入産品と国内産業の因果関係については、輸入産品による国内産品価格の価格に対する効果分析が AD 協定及び SCM 協定に不整合であると既に判断された結果として、当然の結論である。

M. その他の損害要因である第三国輸入の重要事実の開示におけるデータ不開示

他の重要事実の開示の争点に同じ。

N. 最終決定書における第三国輸入を含む因果関係の説明

最終決定書において、因果関係の判断にかかわり、その他の要因の国内産業の損害に与える影響分析を記載すべきことを明確にした点において評価できる。

以 上